

ひとり親になった児童やそのご家庭への主な支援制度について（お知らせ）



（●◆は母子・父子家庭とも対象，○◇は母子家庭のみ対象）

1 公的機関による支援

経済的支援

●みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金【窓口：県子育て支援課，県教育庁総務課】

震災で保護者を亡くした子どもたちが，安定した生活を送り，希望する進路選択を実現できるよう，月額金と入学・卒業時の一時金を支給します。

	就学前	小学校 特別支援学校(小学部)	中学校 中等教育学校 (前期課程)等	高等学校 高等専門学校(1~3年) 中等教育学校 (後期課程)等	大学・短期大学 高等専門学校(4~5年) 専修学校(専門課程)等
月額金	1月につき 10,000円	1月につき 10,000円	1月につき 10,000円	1月につき 20,000円	1月につき 30,000円
一時金	小学校入学時に 100,000円		小学校卒業時に 150,000円	中学校等卒業時に 200,000円	高等学校等卒業時に 600,000円

未就学児の生活支援  
 担当：保健福祉部子育て支援課  
 TEL 022-211-2532

児童・生徒・学生等の修学支援  
 担当：教育庁総務課  
 TEL 022-211-3611

●遺族年金【窓口：日本年金機構の年金事務所】

国民年金・厚生年金に加入している保護者が亡くなった場合，次の年金が支給されます。ただし，死亡した加入者が保険料納付要件(加入期間の2/3以上の保険料納付または免除)を満たしている必要があります。

◇遺族基礎年金

《対象者》

国民年金や厚生年金加入者などが死亡した場合に，生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。（夫は非該当，子は18歳年度末または障害を持つ20歳未満が対象）

《H23年度の支給額》

子のある妻	年額	788,900円（月額 65,741円）
子(一人あたり)	第2子まで	年額 227,000円（月額 18,916円）
	第3子以降	年額 75,600円（月額 6,300円）

◆遺族厚生年金

《対象者》

厚生年金加入者が死亡した場合に，生計を維持されていた次の方(年収850万円未満)に支給されます。

- ①子のある妻・子（遺族基礎年金と併給可） ②子のない妻  
③夫，父母，祖父母（いずれも亡くなった当時55歳以上） ④孫

《支給額》

加入期間や報酬に応じて異なります。

●労災保険(遺族補償年金など)【窓口：宮城労働局または労働基準監督署】

作中や通勤中の災害により死亡した場合に，遺族補償年金が支給されます。

《対象者》

死亡した労働者(アルバイトなど非正規労働者を含む)の収入により生計を維持していた配偶者，子，孫，父母，祖父母，兄弟姉妹。ただし，妻以外は年齢や障害の要件と優先順位があり，最上位者のみが受給できます。

《支給額》

死亡した労働者の賃金に応じて異なります。

## ●児童扶養手当【窓口：現在お住まいの市町村】

公的年金や労災保険を受給することができない母子(父子)世帯の母(父)に支給されます。  
ただし、受給者と扶養義務者に所得限度額が設けられており、手当の全部または一部が支給されない場合があります。

### 《支給額》

1人目	月額	9,810円 ~ 41,550円
2人目	月額	5,000円
3人目以降	月額	3,000円

## ●子ども手当【窓口：現在お住まいの市町村】

中学卒業までの子どもを持つ親や養育者に支給されます。(平成24年4月以降分については国で調整中です)

### 《支給額》平成23年10月から平成24年3月まで

0~3歳未満	月額	15,000円
3歳~小学校修了前	第1~2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生	月額	10,000円

※ その他、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、宮城県災害義援金の申請もれはありませんか。  
これらの窓口は、被災時に居住していた市町村になりますのでご確認ください。

## 貸 付

## ○母子福祉資金貸付金【窓口：保健福祉事務所(仙台市は区役所)】

母子家庭の自立を図るため、生活資金、修学資金、住宅資金、転宅資金、技能習得資金、事業開始資金などを低利または無利子で貸し付けます。また、被災者については据置期間の延長など特例措置を受けられる場合があります。貸付条件、貸付上限額は貸付種別によって異なり、貸付の可否は審査の上決定しますので、まずは県の保健福祉事務所(仙台市にお住まいの方は区役所家庭健康課)にご相談ください。

## ●高等学校等育英奨学資金貸付【窓口：県教育庁高校教育課、在学中の高等学校等】

### ◆高等学校等育英奨学資金(被災生徒奨学資金) 平成23年度新設

#### 《対象》

公私立の高校等に在学する生徒で、震災により主たる家計支持者が死亡または行方不明、住居の全半壊等、主たる家計支持者の経済状況の著しい悪化等により、修学が困難な状況である生徒。

#### 《貸付額》

年額 240,000円(申込月にかかわらず4月分から3月分まで貸付。無利子。)

#### 《償還免除要件》

高校等卒業後1年間の収入見込額が320万円(専攻科卒業は340万円)以下

#### 《締め切り》

各学校にお問い合わせください。(県高校教育課締め切り：平成24年2月29日)

### ◆高等学校等育英奨学資金(震災による家計急変貸付)

#### 《対象》

公私立の高校等に在学する生徒で、主たる家計支持者等が震災に被災したことより世帯の経済状況が悪化し、修学が困難な状況である生徒。

#### 《貸付額》

自宅通学者 月額 国公立 18,000円 私立 30,000円  
自宅外通学者 月額 国公立 23,000円 私立 35,000円  
(申込月にかかわらず4月分から3月分まで貸付。無利子。)

#### 《償還》

貸付期間が満了し、6ヶ月経過後から定められた方法により償還

#### 《締め切り》

各学校にお問い合わせください。(県高校教育課締め切り：平成24年2月29日)

※ これらの奨学金は併給することも可能です。

※ 詳しくは県教育庁高校教育課のホームページをご覧ください。 <http://www.pref.miyagi.jp/koukyou/>

## 子育て支援

### ●保育所入所【窓口：現在お住まいの市町村】

市町村によって、母子家庭・父子家庭については、保育所の優先入所の対象となっています。

## 就業支援

### ○高等技能訓練促進費【窓口：市は各市，町村は保健福祉事務所】

一定の専門的な資格を取得するために、母子家庭の母が2年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進費を支給します。

#### 《対象者》

宮城県内(仙台市を除く)にお住まいの母子家庭の母で、次の要件を満たす方

- (1)児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。
- (2)養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3)就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- (4)原則として、過去に訓練促進費又は一時金それぞれの支給を受けていないこと。

#### 《対象資格》

看護師，介護福祉士，保育士，理学療法士，作業療法士，その他知事が定める資格

#### 《支給額》

市町村民税非課税世帯	月額	141,000円
市町村民税課税世帯	月額	70,500円

### ○自立支援教育訓練給付金【窓口：市は各市，町村は保健福祉事務所】

母子家庭の母が就職のために一定の教育訓練を受講した場合に、その費用の一部を支給します。

#### 《対象者》

宮城県内(仙台市を除く)にお住まいの母子家庭の母で、次の要件を満たす方

- (1)児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。
- (2)受講開始日において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
- (3)当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。
- (4)原則として、過去に自立支援教育訓練給付金等の教育訓練給付を受けていないこと。

#### 《対象資格》

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（受講する講座の教育訓練機関にお問い合わせいただくか、最寄りのハローワークで閲覧をお願いします）

#### 《支給額》

対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額です。ただし、10万円を上限とし、4千円を超えない場合は支給されません。

## 養育相談・心のケア

### ●被災児童の養育や心のケアに関する電話相談【窓口：各児童相談所】

震災後、お子さんの言動や体調に変化が見られるなど(一人でいるのを怖がる、食欲不振、不眠、落ち着きがなくなった、乱暴にふるまうようになった等)、養育に関する相談を受け付けています。

(受付時間 平日、土・日・祝日も 8:30~17:15)

平日	仙台市児童相談所	022-219-5111	仙台市
	宮城県中央児童相談所	022-224-1532	仙台市を除く、下記以外の市町村
	宮城県北部児童相談所	0229-22-0030	大崎市，栗原市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町
	宮城県東部児童相談所	0225-95-1121	石巻市，登米市，東松島市，女川町
	宮城県東部児童相談所気仙沼支所	0226-21-1020	気仙沼市，南三陸町
土・日・祝日	専用ダイヤル	080-2807-8798	

●宮城県子どもの心のケアチーム巡回相談【窓口：県子ども総合センター】

子どもの心のケアについて中長期的な支援を行うため、必要に応じ児童精神科医療班(「子どものこころのケアチーム」)を県内沿岸部の各地へ派遣しています。

《対象地域と対象者》

県内沿岸部の市町にお住まいで、震災の被害を受けた子ども(中学生まで)とその家族

《問い合わせ先》

宮城県子ども総合センター (電話:022-224-1497 土・日・祝日除く 8:30~17:15)

**関係機関電話番号**

年金	日本年金機構(ねんきんダイヤル 自動音声案内)	0570-05-1165	労災	大河原労働基準監督署	0224-53-2154
	" (石巻年金事務所)	0225-22-5115		瀬峰労働基準監督署	0228-38-3131
	" (大河原年金事務所)	0224-51-3112	県保健福祉事務所	仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
	" (仙台北年金事務所)	022-224-0892		仙台保健福祉事務所	022-706-1216
	" (仙台東年金事務所)	022-257-6112		北部保健福祉事務所	0229-91-0712
	" (仙台南年金事務所)	022-246-5117		北部保健福祉事務所栗原地域事務所	0228-22-2118
	" (古川年金事務所)	0229-23-1200		東部保健福祉事務所登米地域事務所	0220-22-6118
労災保険	宮城労働局	022-299-8843	東部保健福祉事務所	0225-95-1431	
	仙台労働基準監督署	022-299-9071	気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356	
	石巻労働基準監督署	0225-22-3365	県関係課	宮城県教育庁高校教育課	022-211-3716
	石巻労働基準監督署 気仙沼臨時窓口	0226-25-6921		宮城県教育庁総務課	022-211-3611
	古川労働基準監督署	0229-22-2112		宮城県保健福祉部子育て支援課	022-211-2532

2 民間による支援

【子どもの学び支援ポータルサイト(文部科学省) <http://manabishien.mext.go.jp/>】

●あしなが育英会【問い合わせ先:0120-77-8565】

一時金(返還不要)

未就学児から大学院生まで 一律200万円(震災時,事情により就学や就労していなかった18歳以下を含む)奨学金(要返還:無利子,卒業後20年分割返還)

公立高校 2.5万円/月,私立高校 3万円/月,大学(専修・各種学校含む) 4万円/月,大学院 8万円/月

●高速道路交流推進財団【問い合わせ先:0120-768-660】

修学資金の給付(返還不要) 小・中・高・専修・大学在学学生 28.2万円/年

●日本学生支援機構【問い合わせ先:在学中の学校】

緊急採用奨学金(第一種奨学金・無利子)

公立高校 1.8(2.3)万円/月,私立学校 3(3.5)万円/月,国公立大学 4.5(5.1)万円/月,

私立大学 5.4(6.4)万円/月(括弧の金額は自宅外通学の場合。短大,高専,大学院も対象)

※その他,応急採用奨学金(第二種奨学金・上限金利3%)

●日本財団【問い合わせ先:0120-65-6519】

弔慰金・見舞金 震災で死亡または行方不明の方1人あたり5万円

●交通遺児育英会奨学金【問い合わせ先:0120-521286】

奨学金の貸与(無利子)

車両に乗って出かけ被災した場合などでも,交通遺児の対象となる場合があります。

高校生以上または今後高校生以上となる者。月額選択制(高校2~4万円,大学4~6万円など)

●ロータリー希望の風奨学金【問い合わせ先:03-5250-2050】

奨学金(返還不要)

大学生 5万円/月(最長48ヶ月,短大は最長24ヶ月),専門学校生 5万円/月(最長36ヶ月)

●公益財団法人みちのく未来基金【問い合わせ先:022-777-8157】

奨学金(返還不要)

2012年3月以降に高校を卒業し,進学を希望する者。大学・短期大学・専門学校の入学金及び授業料,その他必要となる実費等を全額給付。年間の給付金上限は300万円